

平成 2 5 年川俣町議会第 5 回定例会会議録

平成 2 5 年川俣町議会第 5 回定例会は、9 月 5 日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
1 0 番 黒沢敏雄君	1 1 番 五十嵐謙吉君	1 2 番 高野善兵衛君
1 3 番 石河清君	1 4 番 遠藤宗弘君	1 5 番 斎藤博美君
1 6 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総 務 課 長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 3 号 例月出納検査等の結果報告について
- 報告第 5 号 寄附採納報告
- 報告第 6 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
平成 24 年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について
(審議採決)
- 議案第 64 号 動産の取得について (審議採決)
- 議案第 65 号 川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例 (説明)
- 議案第 66 号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 67 号 川俣町税条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 68 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 69 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 70 号 川俣町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 71 号 平成 24 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 72 号 平成 24 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 73 号 平成 24 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 74 号 平成 24 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 75 号 平成 24 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 76 号 平成 24 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 77 号 平成 24 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 78 号 平成 24 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 79 号 平成 24 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 80 号 平成 24 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 81 号 平成 24 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)

- 議案第 8 2 号 平成 2 4 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 8 3 号 平成 2 4 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計補正予算 (第 3 号) (説明)
- 議案第 8 5 号 平成 2 5 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (説明)
- 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (説明)
- 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説明)
- 議案第 8 8 号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について (審議採決)
- 議案第 8 9 号 教育委員会委員の任命について (審議採決)
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について (審議採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成25年第5回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時53分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） なお、会議を進める前に申し上げますが、本日も気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は、脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、1番議員 村上源吉君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さんおはようございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る9月2日、更に、本日、9月5日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から24日までの20日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告、寄附採納等の報告を受けます。その後、決算審査特別委員会の設置について審議採決、動産の取得1件について審議採決の後、一般議案6件の内容説明、平成24年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計、水道事業会計、以上13件についての決算についての内容説明及び質疑を行います。続いて、平成25年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、以上4件の補正予算について、内容説明を受けます。続きまして、人事同意3件の審議、採決をし、午後4時頃散会の予定であります。第2日目の6日は金曜日は、議案調査のため、休会といたします。第5日目の9日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時頃散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定をしております。第6日目の10日、火曜日は午前10時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午後4時30分頃散会の予定であります。なお、一般質問は、4名の方を予定をしております。第7日目の11日、水曜日は、午後1時に本会議を開議し、平成25年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、以上4件の補正予算について、質疑・討論・採決を行います。本定例会最終

日であります第20日目の24日、火曜日は、本会議を午後1時30分に開議し、請願・陳情の審査結果及び負託議案について報告を受けた後、一般議案の質疑・討論・採決、平成24年度決算13件の討論・採決を行い、午後5時頃閉会の予定であります。本定例会における本会議の日程は、以上のとおり議会運営委員会で決定をしましたので、報告を申し上げます。なお、本定例会の会期は、9月24日までの20日間でありますので、各委員会におきましてはあらかじめ委員会日程を定めていただき、会期中の審議をお願いいたしたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、20日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日ここに、平成25年第5回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。また、本会議に先立ちまして、全員協議会を開催していただきまして、いろいろのご審議をいただきましたことに御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が2件のほか、議案は、条例等が7件、決算の認定が13件、補正予算が4件、人事案件が2件、諮問が1件でございます。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題、近況等についてご報告いたします。去る8月8日、計画的避難区域に指定されていた山木屋地区が、居住制限区域と避難指示解除準備区域の2つの区域に再編されました。区域の再編に伴いまして、お盆期間の特例宿泊が認められ、100名を超す方々が、2年5か月ぶりに山木屋の我が家で過ごされました。8月10日から18日までのほんのわずかな期間でありましたが、住み慣れた我が家に戻られ、家族だんらのひと時を過ごされたことと思います。しかし、それぞれ山木屋の皆さんが本当の意味でふるさとに帰れるようになるまで、除染やインフラの整備など、まだまだ課題がございます。この区域再編により泊ることはできませんが、山木屋地区への出入りは自由にできることとなりましたので、これまで以上に山木屋地区の復旧、復興事業を加速させ、安心してふるさとに帰れる生活環境の確保、農業、事業の再開、再生に向けた整備、対応、対策をしっかりと進めてまいり所存であります。議員の皆様には、この区域再編のため、山木屋地区の復旧、復興計画策定など、何回となく

全員協議会を聞き、議論を深めていただき、おかげさまで地区の皆様の理解も深まり、今回の再編につながったものと心より御礼を申し上げますとともに、本復旧、復興計画はスタートラインに立ったばかりでありますので、各種事業の円滑な推進のため、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

次に、2年目を迎えます山木屋地区以外の地区の除染について申し上げます。昨年度の事業で進めてまいりました福沢、小島、飯坂、小綱木、大綱木の5地区の除染は、仮置場の確保等、地域の皆様、関係各位のご理解とご協力をいただき、各企業体の真摯な除染作業により、ほぼ終えることができました。今年度は、旧町内、鶴沢、小神、福田地区の除染を行うこととしており、先月の23日に除染作業業務委託の入札を執行し、それぞれ共同企業体による除染業務委託業者が決定したところでございます。地域の皆さんには仮置場の確保など、引き続きご理解とご協力をいただきながら、これまでの成果と課題などを踏まえ、町を挙げて徹底した除染に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時における相互応援協定の締結について申し上げます。本年4月7日に、一昨年の花火問題以来、交流と災害支援職員を派遣していただいている愛知県日進市と大規模災害発生時における応急対策並びに復旧、復興対策が円滑に遂行できるように、相互に応援を行うことについて、協定を締結いたしました。この日進市との災害時における相互応援協定締結を皮切りに、8月3日には、日本ピストンリング栃木工場が立地しており、一昨年の避難受け入れのときに食料品、日用品など多くの支援物資をいただいた栃木県下都賀郡野木町と、そして同じく8月10日には、日進市が水源地として永年交流している長野県木曽郡木祖村と同様の災害時相互応援協定を締結いたしましたところでございます。先の震災時に、本町では被災市町村から1日に6,000名を超える一次避難の皆様の受け入れを行いました。その後、山木屋地区住民の皆さんが避難を余儀なくされた状況やその対応等を踏まえますときに、日ごろからの他自治体との交流の大切さを身をもって感じたところであります。このたび3つの市町村と協定を締結していただきましたが、今後は、協定の締結にとどまらず、次代を担う子供たちの文化、スポーツの交流などを通して友好を深め、いざというときにお互いを助け合える体制づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

次に、天候不順により心配された本年の農作物の生育状況等について申し上げます。本年は、田植えの時期ごろから雨が降らず、水不足が深刻な状況となり、田植えを断念した農家もございました。これは、梅雨入りが遅れた影響からで、梅雨明け後は一転、酷暑が続き、農作物の生育が心配となりました。このような中、現在における水稻の生育状況につきましては、作付け時の水不足での不作付けを除けば、生育は順調となってきております。なお、不作付けによる農業共済組合への被害申請は25件、87筆で、約5ヘクタールとなっております。ミニトマト、キュウリ、サヤインゲンなど、主力品目以外の野菜、そして果樹につきましても平年並みの作況にあり、花卉につきましては、栽培面積が1ヘクタール増加し、町全体で9ヘク

タールを超しましたが、移植時の水不足の影響からか、お盆時期の出荷時に少々の生育の遅れがございました。今後、お彼岸の出荷への影響が少し心配されるところですが、おおむね順調に推移しているところでございます。

それでは、平成24年度の施策の内容と決算等の状況について申し上げます。

はじめに、山木屋地区を除くすべての地区において実施しました農地等除染対策事業につきましては、放射性物質吸収抑制資材のゼオライト、ケイ酸カリ、塩化カリの散布と深耕を組み合わせた作業工程を農地所有者への業務委託として、実施をしたところでございます。1,344名の農地所有者に協力をいただき、業務委託契約を締結し、契約面積では527.6ヘクタールの田畑の除染を終えることができました。除染後に土壌の放射性物質検査を実施し、農地や生産物に対する安全、安心の確保に結び付けることができたものと考えております。なお、昨年度未実施の農地につきましては、今年度も継続しての農地等除染対策事業に取り組んでいるところでございます。また、食の安全確保のため、生産農家から検査会場まで業者に集配業務を委託する方法により、平成24年産の米の全袋の検査を実施いたしました。本事業は、町地域農業再生協議会が事業主体となり実施したところでございますが、事業費に県の負担金を充て、不足する額を町が補助を行い、総数で3万47袋の検査を行うことができました。更に、町内9か所に野菜、水等の検査体制を整え、食の安全確保に努めているところでございます。

次に、健康管理の観点からは、町の震災復興アドバイザーである近畿大学のご協力をいただき、積算線量計による生活実態に即した線量測定を幼稚園、保育園児及び小中学校の児童生徒などに、平成23年の6月からこれまでの間、引き続き実施していただいております。更に、平成25年1月には、ライオンズクラブ国際協会からのご寄附により、最新のホールボディカウンター機器1台を済生会春日診療所に設置し、子どもから大人まで全町民の内部被ばく検査体制を確立することができました。これら外部被ばく、内部被ばくの測定検査に加え、子どもたちが日常生活の中で十分な活動をする機会が少なくなっていることから、就学前の子どもたちとその保護者を対象に、新たに「親子のびのびリフレッシュ事業」に取り組み、参加者には、自然体験や交流活動などを通じた心身の健康やリフレッシュにつなげていただき、子どもの健やかな成長と親子の健康増進を図ったところでございます。

次に、震災による対応につきましては、被災した役場庁舎や旧福島県繊維工業試験場の解体工事を行うとともに、災害廃棄物処理事業として63棟の住宅等について、損壊家屋等解体工事を実施し、二次被害の防止と生活環境の保全を図ったところでございます。また、消防費における宅地関連災害復旧に対する補助事業では、敷地に関する補助が51件、住宅が443件、井戸が89件の合わせて583件の助成を行ってまいりました。更に、平成24年4月4日に発生した暴風による住宅等の建物の損壊では、59件の修繕工事等について、災害復旧の助成を行ったところでございます。同じく災害対策費では、山木屋地区の交通、防犯等の安全確保を目的に編成した山木屋地区地域安全パトロール隊56名により、連日、山木屋地区

全域のパトロール活動を実施しております。土木施設災害復旧事業費においては、補助事業で低温による凍上災害復旧事業として、町道小神・秋山線を、町単独事業では、町道の舗装補修復旧工事26件の災害復旧事業を実施してまいりました。社会教育施設災害復旧事業においては、小神公民館の復旧工事を前年度からの繰越事業で実施し、本復旧事業の竣工により、生涯学習活動の拠点並びに地域住民のコミュニティの場が復活したところでございます。また、教育費においては、昨年度に引き続き東日本大震災、原発事故による児童生徒の不安や心身のストレスをケアするため、スクールソーシャルワーカーの配置や就学困難となった児童、生徒を援助するための避難児童、生徒等支援事業を実施したところでございます。更に、園児、児童等の心身ケア及び健康増進を図るため、宮城県のみちのく杜の湖畔公園や八木山動物園などの県外を中心として、校外学習を行う「かわまた子どもハッピースクール事業」を継続して実施し、893名の園児、児童が参加をいたしました。

次に、復興公営住宅について申し上げます。復興公営住宅につきましては、いまだに多くの住民が応急仮設住宅や借上げ住宅などで、今までの生活環境にはほど遠い不便な避難生活が長引く中にありまして、生活の再建が早期に可能な状況をつくり、その支援、復興への取組みを進めるためにも、町で取得した旧川俣精練の土地利用につきましては、早急に建物を解体撤去し、復興公営住宅の用地として活用することを具現化してまいりたいと考えてございますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。また、壁沢地内の県営復興公営住宅につきましては、子育て世帯、介護を必要とする高齢者等、諸事情によりすぐには戻れない方が入居できるよう、現在、国、県、町で協議しているところでございます。

次に、平成24年度の決算等の状況について申し上げます。平成24年度一般会計の歳入総額は163億2,008万7,000円で、前年度と比べて87億4,065万3,000円、115.3%の大幅増額となり、過去最大の規模となりました。構成比が最も大きいのは、県支出金の98億9,633万2,000円で、歳入全体の60.6%を占めております。これは、生活圏の除染や農地等の除染経費にかかる除染対策事業県交付金によるもので、次いで、地方交付税28億6,448万7,000円で、歳入構成比が17.6%、次が町税で10億3,269万1,000円となっており、これら3科目で歳入総額の84.5%を占めております。歳出は、総額159億3,632万1,000円で、前年度に比べ85億3,549万7,000円、115.3%の増となりました。行政目的別で構成比が最も高いのは総務費で、歳出決算総額の60.7%、次が民生費で10%、農林水産業費8.2%の順になっております。前年度に比べ増減率の大きいものは、農林水産業費656.6%、総務費501.4%、衛生費40.4%などが増で、一方、災害復旧費は78.6%、商工費は25%、民生費は13.5%、教育費は11.4%の減となっております。総務費では、生活圏の除染対策事業費、役場庁舎解体工事費、ブランド・イメージ回復支援交付金積立、衆議院議員選挙執行経費などにより80億6,170万3,000円、501.4%と、前年度に比べ約6倍の大幅増額となっております。民生

費では、被災者見舞金を給付した災害救助臨時経費や東日本大震災等災害救助費、福祉センター解体工事の完了などで2億4,864万1,000円、13.5%の減となっております。衛生費では、倒壊家屋等解体にかかる災害廃棄物処理事業費、内部被ばく検査委託料、親子のびのびリフレッシュ事業費などの増により2億129万5,000円、40.4%の増となっております。農林水産業費では、農地等除染対策事業費、米の全袋検査のための緊急対策農業振興事業費、被災地域農業復興総合支援事業として実施したシャモ鶏舎施設整備費などにより、前年度に比べ11億4,135万7,000円、656.6%の大幅な増となりました。商工費では、土地開発公社への償還が平成24年9月で完了したことにより、工業団地造成事業特別会計繰出金などが減額となり7,509万8,000円、25%の減となっております。土木費では、町道7路線の整備事業費や測量設計費、橋梁長寿命化計画作成費などを実施し、総額では1,086万7,000円、2.9%の減となっております。消防費では、災害対策費として、宅地関連災害復旧事業補助金、井戸災害復旧事業補助金、地域安全パトロール事業費などで1,587万5,000円、3.2%の増となっております。教育費の減額は、前年度で実施した櫛森遺跡発掘本調査や川中プールの修繕工事の完了などによるものであります。災害復旧費につきましては、前年度に実施した農地、農業用施設、林業施設及び土木施設、公立学校施設、社会教育施設などの復旧事業の完了により、総額で3億9,132万1,000円、78.6%の大幅な減となっております。

以上、一般会計にかかる平成24年度の歳入の状況、目的別歳出の状況について申し上げましたが、平成24年度につきましては、過去最大の決算規模となりました。これは、主に除染にかかる事業の実施に伴うものですが、特に、生活圏にかかる除染対策事業では、除去した土壌等を保管する仮置場の決定とその敷地造成が遅れたことにより、降雪等の影響も受け59億2,000万円の翌年度繰越を行うとともに、災害復旧事業でも凍上災害復旧工事で7,400万円を繰り越すなど、全体では17事業、63億3,229万9,000円を次年度への繰越明許といたしました。これらは適正な工期が確保できず、やむを得ず事業の繰り越しに至ったものですが、執行管理を徹底し、今年度での事業完了を推進しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、提出議案等の要旨についてご説明申し上げます。

報告第5号、寄附採納報告は、寄付採納19件について報告を行うものでございます。

報告第6号、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度の決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告を行うものでございます。

議案第64号、動産の取得については、旧避難指示区域住民用に配布する個人積

算線量計本体１，３００個に加え、線量計の読み取り専用パソコン２台の買い入れにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第６５号、川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行により、福島復興再生特別措置法の規定による企業立地区域及び避難解除区域等において、地方税法第６条に規定する課税免除等の措置が可能となったことにより、同法第２５条及び第２８条の規定に基づく固定資産税の課税免除等を適用するため、条例を制定するものでございます。

議案第６６号、諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、延滞金の割合等について、見直しが行われたことから、これに準じ、諸収入にかかる延滞金の割合等を改正するものでございます。

議案第６７号、川俣町税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、公的年金からの個人町民税の特別徴収制度の見直しや金融所得課税の一体化が図られたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第６８号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布により、特定公社債等の利子等にかかる所得が新たに申告分離課税の対象とされたことなどから、所要の改正をするものでございます。

議案第６９号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例と議案第７０号、川俣町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、ともに地方自治法の一部を改正する法律の公布により、延滞金の割合等について見直しが行われたことから、これに準じ、介護保険料と後期高齢者医療保険料にかかる延滞金の割合等を改正するものでございます。

議案第７１号、平成２４年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第８３号、平成２４年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでは、それぞれ平成２４年度川俣町各会計歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございますが、監査委員の審査意見書のほか、決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては、付属資料のとおりでございます。

次に、議案第８４号、平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。本補正予算は、既定の予算額２２０億１０万８，０００円に、歳入歳出それぞれ５億８，３７９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２５億８，３８９万９，０００円とするものでございます。歳入におきましては、町税のうち、町民税が調定額により３，８４３万６，０００円の増額。交付額の確定により普通交付税が８，５６１万７，０００円、震災復興特別交付税が７，１９４万９，０００円の増額。国庫支出金で福島定住等緊急支援交付金、これは

子ども元気復活交付金でございますが、4,782万4,000円、避難区域等帰還・再生加速化事業委託金が1億569万9,000円、災害等廃棄物処理事業補助金が2,770万6,000円などが増額。県支出金では、除染対策交付金4,007万9,000円の増額や山木屋地区で農地除染と一体的に行う暗渠排水等に対する農業基盤整備促進事業補助金を新たに3,000万円計上しております。繰越金は、前年度決算剰余金の2分の1を計上するもので、5,026万1,000円の増額。町債では、臨時財政対策債を410万円減額し、歳出補正額の財源措置のため、財政調整基金から7,481万1,000円の繰入を行い、財源の確保を図ったところでございます。歳出では、7月の人事異動による人件費の組み替えや時間外手当の増額などで148万1,000円の増、物件費では、地籍管理・座標補正変換業務委託料303万5,000円、旧川俣精練土壌調査委託料210万6,000円、山木屋地区の復旧、復興にかかる帰還・再生加速化事業で実施する井戸水水質検査委託料に5,745万9,000円、送迎車運行業務委託料1,337万7,000円、区域の防災・防犯対策等事業委託料に1,176万円などを計上いたしました。除染事業にかかるモニタリング業務委託料を1億447万5,000円減額し、新たに組み替えの形で除染支援業務委託料1億3,864万2,000円を計上しております。また、解体家屋等の廃棄物処理処分委託料として3,078万4,000円増額しております。維持補修費では、農業用水路整備資材代や林道、町道、町営住宅の維持補修に加え、小島ふるさと交流館及び小島公民館の建物修繕、南小学校体育館、川俣中学校では浄化槽設備の補修費に所要額を措置し、全体で727万7,000円を計上したところでございます。次に、補助費等では、NPO法人達南精神保健福祉会へ375万3,000円の施設改修にかかる補助金や有害鳥獣対策補助金の需要増に対処し、115万1,000円の増額を行うとともに、前年度と同様に実施する米の全袋検査のため、緊急対策農業振興事業補助金を1,998万1,000円計上し、木造住宅耐震改修補助金を新たに100万円措置しております。普通建設事業費では、除染が終了した5地区について、生活道路を中心に、未舗装町道64か所の舗装工事を施工するため、2億850万3,000円計上し、町の単独事業として、除染効果の向上と道路整備に取り組んでまいります。また、旧川俣精練の建物解体等工事費は実施設計による増などにより、1,698万4,000円の増額、山木屋地区の復旧、復興にかかる農地除染と一体的に実施する暗渠排水等の農業基盤整備促進事業費として3,000万円を新たに計上しております。同じく帰還・再生加速化事業として、山木屋生活改善センターのトイレ改修費に1,300万円を計上いたしました。子ども復活元気交付金を活用した幼稚園、保育園、小学校、児童遊園、住宅、公園などの25か所に設置しである遊具更新工事費に9,564万8,000円を計上し、子どもたちが安心して遊べる遊具の整備を図ることといたしました。災害復旧事業費では、山木屋小学校敷地災害復旧工事費に125万7,000円を増額し、繰り出し金では、国民健康保険事業特別会計へ93万6,000円、介護保険特別会計へ61万4,000円それぞれ人件費分として増額

しております。

次に、議案第85号、平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、事業勘定において、既定の予算額17億4,272万9,000円に、歳入歳出それぞれ897万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億5,170万6,000円とするものでございます。歳入では、一般会計からの繰入金、人件費分93万6,000円と繰越金804万1,000円を増額し、歳出では、給与費を93万6,000円増額するとともに、保険給付費の退職者医療該当者の医療費見込み額から療養給付費を148万7,000円減額し、諸支出金において、平成24年度の退職者医療交付金の確定減より社会保険診療報酬支払基金への返還金952万8,000円が生じたため、措置をするものでございます。

議案第86号、平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額17億5,689万6,000円に、歳入歳出それぞれ905万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,595万5,000円とするものでございます。歳入では、一般会計からの繰入金を61万4,000円増額し、基金から300万円繰入を行うとともに、前年度からの繰越金を544万5,000円増額。歳出では、平成24年度の介護給付費の事業費精算により、国、県、支払基金への償還額を1,113万円計上するとともに、財源措置のため、予備費を268万5,000円減額計上するものでございます。

議案第87号、平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額984万4,000円に、歳入歳出それぞれ183万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1,167万6,000円とするもので、歳入では、去る4月26日の落雷被害による建物等罹災保険料81万円と前年度繰越金102万2,000円を計上し、歳出では、施設の修繕費に81万円、簡易水道施設整備基金に102万2,000円の積立金を計上するものでございます。

議案第88号、川俣町個人情報保護審査会委員の任命についてと議案第89号、教育委員会委員の任命については、ともに委員の任期満了によるもので、川俣町個人情報保護審査会委員につきましては5名の方を、教育委員会委員につきましては2名の方をそれぞれ任期満了に伴い、その再任について、議会の同意をお願いするものでございます。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法の規定により意見を求めるものでございまして、現在、本町には5名の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されており、そのうち2名の委員が、本年12月31日で任期満了となるため、引き続き再任をお願いいたしたく、この推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございますが、これら議案等の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第５，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第６号「要請書（新庁舎建設へ地域産木材の利活用について）」を総務常任委員会に、請願第７号「町道西田・坊ノ入線の道路改良及び暮ノ内地内法定外道路の町道認定に関する請願書」、請願第８号「天神入から七曲地区の上水道配水管布設請願書」、以上２件を産業建設常任委員会に、陳情第５号「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」、これを厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第６，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告をいたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりでございます。

次に、去る６月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告をいたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方消防組合議会臨時会について報告願います。

鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成２５年７月２３日、午前１０時３０分、伊達地方消防組合議会臨時会が伊達地方消防組合に招集され、高橋真一郎議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、議案２件でありました。議案２件は、審議の結果、議案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、報告いたします。これは、私から報告いたします。なお、この席からの報告をお許し願いたいと思います。

福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成２５年８月２９日、午後２時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会が、摺上浄水場において招集され、出席いたしました。付議事件は議案２件でありましたが、審議に先立ち、議長選挙が行われ、福島市議会のサトウカツヨシ議員が選任されました。議案２件については、審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議報告第3号「例月出納検査等の結果について」、報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，報告第5号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第6号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」を報告願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，「平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について

次のとおり、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会を設置するものとする。

平成25年9月5日提出

川俣町議会議長 佐藤喜三郎

記

1. 名 称 平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会
 2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川俣町議会委員会条例第4条
 3. 目 的 常任委員会の枠にとらわれずに、前年度予算が適正に執行したかどうかを審査し、その効果を評価し、後年度の予算編成や政策遂行に反映させることを目的として設置する。
 4. 委員の定数 議長、議会選出監査委員を除く全議員14名
 5. 期 間 平成25年9月5日から平成25年9月議会定例会最終日まで
- 議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

ただいま朗読しましたとおり、平成24年度各会計決算については、議長及び議会選出監査委員を除く14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して、審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第83号までの各会計決算13件については、議長及び議会選出監査委員を除く、14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して、審議することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の委員については、川俣町議会委員会条例第5条第3項の規定により、議長において、

1番 村上源吉君 2番 高橋道弘君 3番 高橋真一郎君 4番 嶋原利光君
5番 高橋道也君 6番 菅野清一君 7番 菅野意美子君 8番 新関善三君
9番 菅野正彦君 10番 黒沢敏雄君 11番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君 14番 遠藤宗弘君 15番 齋藤博美君

以上14名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会委員については、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここで暫時休憩し、決算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。ただいま指名しました議員の皆様は、議員控え室にご参集願います。

なお、特別委員会の運営については、年長議員の方をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここで暫時休議いたします。(午前11時48分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。(午前11時59分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、互選結果について報告いたします。

委員長に齋藤博美君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時です。(正午)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第11、議案第64号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長(沢口 進君) 議案第64号、動産の取得について

町は、次のとおり動産を取得する。

1. 取得する動産の表示

- (1) 物品名 個人積算線量計 本体（表示器含む）
 個人積算線量計 読取専用パソコン

(2) 数量及び価格

数 量 個人積算線量計 本体（表示器含む） 1,300個
 個人積算線量計 読取専用パソコン 2台

価 格 2,204万5,800円

(うち消費税及び地方消費税104万9,800円)

2. 取得の方法 買入れ
 3. 取得の目的 旧避難指示区域住民への配付用
 4. 取得の相手方 福島県福島市大町7-23
 株式会社千代田テクノル福島復興支援本部
 本部長 吉田浩一

平成25年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

前段、お詫びをまず、申し上げたいと思います。この契約につきましては、議会に付すべき仮契約をいたさないで契約を行い、執行しようとしたものであります。議員の方からご指摘などをいただきながら、今回、改めて議会に付すべき案件として、入札に付したものでございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、この動産の取得につきましては、福島県の帰還住民放射能対策機器整備事業交付金を活用して行うものであります。この趣旨といたしましては、避難指示区域の見直しに伴い、住民の帰還支援のため、個人積算線量計を配付し、住民一人ひとりの不安解消と安全、安心を確保する趣旨でございます。取得する動産数量につきましては、個人積算線量計1,300個であります。積算線量計、読取専用パソコン2台も併せて購入をするものであります。本契約の入札を平成25年8月29日、執行をいたしました。入札に伴う指名業者は、3社でございます。高田化成機器株式会社、株式会社千代田テクノル福島復興支援本部、富士電機株式会社東北支社の3社でございます。入札は、1社が辞退をし、2社による入札の結果、株式会社千代田テクノル福島復興支援本部が、2,204万5,800円、うち消費税及び地方消費税104万9,800円で落札し、平成25年8月30日、仮契約を締結をしたものであります。また、この納期期限につきましては、12月2日とするものでございます。

以上、提案と説明とさせていただきます。議会の議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは個人の線量計を測定するということになっているようなんですが、一番安全なのは、こんなものを付けたとしても、入らないというのが一番安全なんだろうと私は思うんですね。で、それはともかくとして、これは個人にいわゆるどうなんですか、配付するんですか、貸与するんですか。それと1,300個の個人積算計は、1個当たりなんぼぐらいになるんですか。パソコンについては、1台当たりなんぼになるんですか。その辺ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、この個人の積算線量計につきましては、個人の方に配付をしたいと考えております。あと金額でございますが、この本体と表示器を含むとなっておりますが、これが1台当たり1万3,000円でございます。パソコンにつきましては、1台9万2,000円ということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 個人に配付ということなんですけど、この個人に配付した線量計のいわゆるデータを取るわけですね。そのデータの活用は、何の判断にするのか、それについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、個人の配付ということでございますけれども、まず、1年に1回構成もかけたい。電池も1年に1回で大体切れるだろうとこう言われておりますので、1年に1回はお預かりをして、まずは構成をかけたいと考えておきます。あとそのデータの読み取り等々ありますけれども、これにつきましては、本人の方にお返しをするということで、町としてはほかに使うというようなことは、今のところ考えてございません。ただ、町として、山木屋の方の全体の積算線量については、把握は必ずしていきたいと、そのように考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうすると、まあ1,300個というから恐らく1,100ちょっと何だから、まあ数的には間に合うと思うんですね。そのデータを例えば何月何日、山木屋に行って何時間いたとか、そういう細かいところまで詳細にデータを取る考えなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） この機種におけるいろいろと活用ということでありますけれども、このデータにつきましては、今、ご質問いただきましたように、その方が一日何時間どのくらいの線量を浴びたかというのが、1日単位から1か月単位、1年単位ということで、データとして把握することができるという中身でござ

ざいますので、それについては本人の方にデータ上についてはお返しをして、本人の方に見ていただくというような趣旨でございますので、それ以外のところで活用するというようなことは、今、考えてはおりません。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） いや遠いところですね。今、どこでもいろんな議論になっているように、今も追加線量計の線量計算を今も千葉大学がして、ヘリ飛ばしながら過日もやっていました。地元の話をついいろいろ聞くと、この線量に対する考え方については、学者もいろいろ考え方が違うように、考え方が違うというか、それは受け止め方の違いもあるんですが、帰って、そこで作業するなり、家の片付けをしたりいろいろなこうあると思うんですが、その中で線量を計算して、低いところから帰すための、その1つの手段に使われるんじゃないかという、その恐怖感も一部にはあるんですね現実には。特に若い人たちにも、そういう考えあります。そういう懸念もあるものですから聞いているのであって、そのデータを例えば町が取ると。そのデータを例えば外部の団体と、そういうところに出す考えは全くないということで解釈して間違いありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、外部に出すという考えはございません。あとここに書いてありますとおり、趣旨の方で若干申し上げましたけれども、やはり住民一人ひとりの不安解消、または安全、安心を確保するというような趣旨でございますので、それ以外については、ほかの方に提供するというようなことはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 9番 菅野正彦です。

○9番（菅野正彦君） 今、課長の方から不安解消のためにというふうな話がありましたが、避難している人たちが戻って生活するに、そういう線量の高いところに戻って生活するのは不安だということの解消のために使うということですが、その逆を私当局に来たいと思うんですが、小綱木の後沢や大柴、あるいは飯坂、あるいは小島、そういう避難している地域等境界を別にしてしている地域で、どっちかという線量の高いところにいて、毎日の生活に、あるいは将来に対して、うんと不安をもって生活している方々がおります。その人たちがこのままそこで永住してて良いのかどうかの判断のためにも、やはりその人たちにも線量計を私は配る必要があるのではないかなと思うんですが、その辺は全然関連になってしまうのかなこれ。うまくないのかい。まあとにかくその辺も聞きたいと思ってよろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） ちょっと外れてはいるんですが、線量計の問題なので、原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、ご質問いただきました線量の高いところというようなところの方々にも配付というようなお話もいただきましたが、その件につきましての配付というか、その分についてはもう少しお時間をいただいてよくうちの方でもしっかり議論をさせていただいて、もう少しとりあえずお時間をいただければと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第65号「川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第65号、川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第20条第3項の認定（同条第4項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた同条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に定められた法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下単に「企業立地促進区域」という。）又は同号に規定する避難解除区域等（以下単に「避難解除区域等」という。）に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（企業立地促進区域内における課税免除）

第2条 企業立地促進区域内において、法第18条第4項の規定により法第19条第1項に規定する提出企業立地促進計画を提出した日（以下「提出日」という。）から平成28年3月31日までの間に、福島復興再生特別措置法第25条及び第28条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成25年総務省令第49号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する企業立地施設等（以下単に「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（認定を受けた者に限る。）に対しては、当該企業立地施設等である家屋及び

償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

（避難解除区域等内における課税免除）

第3条 避難解除区域等において、平成25年5月10日から平成28年3月31日までの間に、省令第2条第1号に規定する復興再生施設等（以下単に「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第28条の確認を受けた者に限る。）に対しては、当該復興再生施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成25年5月10日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

（適用）

第4条 前2条の規定による固定資産税の課税免除、川俣町税特別措置条例第3条から第4条の2までの規定による固定資産税の課税免除又は川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例第2条の規定による固定資産税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか一の規定を適用する。

（課税免除の申請）

第5条 第2条及び第3条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、規則で定める様式による課税免除申請書を町長に提出しなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に当該提出に係る企業立地促進区域内において、企業立地施設等を新設し、又は増設した者及び平成25年5月10日以降施行日の前日までの間に避難解除区域等において、復興再生施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

平成25年9月5日提出

(提案理由)

福島復興再生特別措置法の規定により、企業立地促進区域又は避難解除区域等において、一定の事業の用に供する施設又は設備を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため条例を制定しようとするものである。

ご説明いたします。

本条例は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行により、同法の規定による企業立地促進区域及び避難解除区域等において、地方税法第6条の規定による課税免除等の措置が可能となったことにより、同法第25条及び第28条の規定に基づく固定資産税の課税免除等を適用するため、制定しようとするものでございます。第1条では、その趣旨を述べております。第2条では、企業立地促進区域内における課税免除について述べております。県知事が内閣総理大臣に企業立地促進計画提出した日から平成28年3月31日までの間に、企業立地施設等を設置した者に対しては、当該企業立地施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である固定資産税を課することとなった年度から5か年度分のものに限り、当該固定資産税を免除するものでございます。第3条では、避難解除区域等において、平成25年5月10日から平成28年3月31日までの間に、復興再生施設等を設置した者に対しては、当該復興再生施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を課することとなった年度から5か年どのものに限り、当該固定資産税を免除するものでございます。なお、第2条、第3条とも、対象地区は山木屋地区となっております。第4条では、この条例に基づく課税免除と町税特別措置条例又は町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の規定に基づく課税の免除のうち、いずれか1つの規定の適用を述べております。第4条では、課税免除の申請手続きを述べております。第5条では、本条例の施行に当たって、必要な事項の規則への委任を述べております。附則第1条では、本条例の施行期日を、附則第2条では、経過措置を述べております。

以上、議案第65号、川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例について、ご説明いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次、日程第13、議案第66号「諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

ここで説明資料を配付します。（資料配付）

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第66号、諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例

諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和32年川俣町条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を

加え、「各年の前年の１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％の割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう」に改め、「その年」の次に「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に０．１％未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定は、平成２６年１月１日以後の帰還に対するものについて適用し、当日前の期間に対応するものについてはなお従前の例による。

平成２５年９月５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成２５年度税制改正に伴い所要の改正を行うものである。

説明をいたします。

市中金利が低下していることを踏まえまして、地方税法の一部を改正する法律が、本年の３月３０日に公布をされ、延滞金の利率引き下げが平成２６年１月１日の施行日以降の期間に対応するものについて適用されますため、本条例に規定します延滞金の割合等について、所要の改正を行うものでございます。

はじめに、皆さんのお手もとに議案第６６号の説明資料をお配りをしておりますが、上段の表が新旧対照表になります。改正前、改正後。この上段の文言を表に分かりやすく表現したものが、この下になります。右側が現行で、左側が改正案になります。これをご覧いただきたいんですけども、延滞金につきましては、本則の割合と当分の間、適用されます特例の割合の２つに区分されます。延滞金の本則による割合は、年１４．６％で、納期限の翌日から起算しまして、１か月以内は、その半分の７．３％となります。この本則の割合は、今回、改正がございません。今回の改正は、当分の間、適用される特例割合の改正で、１つには、納期限の翌日から起算して、１か月以内は当分の間、特例の割合により、公定歩合の０．３％に４％を加えた現行年４．３％でしたが、改正により、この特例割合を短期貸し付けの平均利率１％に、更に１％を加えた２．０％を特例基準割合としまして、これに更に

1 %を加えた改正案 3.0 %とするものでございます。この引下げの割合は 1.3 %となります。また、納期限の翌日から起算して 1 か月以上経ちますと、年 14.6 %の延滞金の割合になってしまいますが、改正により新たに特例割合を設けまして、2.0 %の特例基準割合に 7.3 %を加えました年 9.3 %を設ける改正を行うものでございます。

以上、議案第 66 号の説明とさせていただきます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 14、議案第 67 号「川俣町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

説明資料を配付します。（資料配付）

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第 67 号、川俣町税条例の一部を改正する条例改正条例の朗読は、省略いたします。

平成 25 年 9 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、平成 25 年 3 月 30 日に公布されました。今回の改正は同法の改正のうち、一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたことによるものでございます。

新旧対照表の方をご覧ください。新旧対照表の 1 ページ、改正の主な内容について申し上げます。まず、第 47 条の 2 及び第 47 条の 5 の改正は、公的年金からの個人住民税、特別徴収制度の見直しにかかるものですが、特別徴収対象年金者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合において、一定の要件の下、特別招集を継続することとされたこと。また、特別徴収の方法によって徴収される年金所得にかかる仮徴収税額が、前年度分の特別徴収税額の 2 分の 1 に相当する額とされました。このことにより、年金支給の際に徴収される個人町民税額の平準化を図るものでございます。なお、この改正は、平成 28 年 10 月 1 日より適用となります。

次に、今回の税制改正により、金融所得課税の一体化が図られることにより、所要の改正を行うものですが、附則第 7 条の 4、次のページをお開きください。3 ページ目でございます。につきましては、今回の地方税法改正により新設された上場株式等にかかる譲渡所得等の規定、附則第 19 条の 2 に合わせて、引用条項追加したものでございます。附則第 16 条の 3 については、上場株式等にかかる配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴うものです。次のページお開きください。6 ページをお開きください。附則第 19 条については、

株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を一般株式等にかかる譲渡所得の分離課税と上場株式等にかかる譲渡所得の分離課税に改組したことに伴う規定の整備でございます。7ページご覧ください。附則19条の2については、上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設したものでございます。19条の3以降につきましては、19条の3以降の改正状況につきましては、地方税法の改正に合わせて、規定の削除や繰上を行ったものでございます。次に、19ページお開きください。旧附則第20条の4については、条約適用配当等にかかる分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備を行ったうえで、条項を繰り上げ、附則第20条の2としたものでございます。附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条第20条の5までの改正規定は、平成29年1月1日より適用。新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中、個人の町民税に関する部分、平成29年度以降の年度分の個人住民税について適用し、へいせい28年度分までの個人町民税については、なお、従前の例によるとしたものです。

以上、議案第67号、川俣町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第68号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

同じくここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第68号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正条例の朗読は、省略いたします。

平成25年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、同法の改正のうちの一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことによるものでございます。

では、改正の主な内容について、ご説明申し上げます。

国民健康保険税所得割額の算定に当たっては、前年の総所得金額及び山林所得金額に基づき算出されますが、退職所得を除く分離課税にかかる所得については、総所得金額等に加算して、按分の基礎に含めて算定されることとされております。今

回の税制改正において、特定公社債等の利子等にかかる利子所得が、新たに申告分離課税の対象とされたこと。また、株式等にかかる譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式にかかる譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等にかかる申告分離課税制度に改組されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。まず、1 ページ、附則第 3 項につきましては、上場株式等にかかる配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加されたことに伴うものです。附則第 4 項につきましては、本文方式の廃止に伴い、規定を整備したものでございます。3 ページお開きください。附則第 6 項につきましては、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を一般株式等にかかる譲渡所得の分離課税と上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備でございます。附則第 7 項につきましては、上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設したものでございます。附則第 8 項以下の改正条項につきましては、地方税法の改正に合わせて、規定の削除や繰り上げを行ったものでございます。また、旧附則第 1 4 項、7 ページお開きください。旧附則第 1 4 項については、条約適用配当等にかかる分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行ったうえで条項を繰り上げ、附則第 1 1 項としたものでございます。附則第 1 5 項、第 1 6 項、第 1 7 項は、地方税法の改正に合わせて、規定の削除や繰り上げを行ったものでございます。なお、当該特例については、申告分離課税制度が創設される平成 2 9 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとし、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものとしております。

以上、議案第 6 8 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1 6、議案第 6 9 号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

同じく説明資料をここで配付いたします。（資料配付）

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第 6 9 号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

川俣町介護保険条例（平成 1 2 年川俣町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「延滞金の」の次に「年 1 4. 6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に改め、「そ

の年」の次に「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の川俣町介護保険条例の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当日前の期間に対応するものについてはなお従前の例による。

平成25年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成25年度税制改正に伴い所要の改正を行うものである。

それでは、新旧対照表と下の欄に現行と改正案が記載してございますものに基づいて、ご説明いたします。

最近の金利の低下を踏まえまして、延滞金の利率について、当分の間の措置として、介護保険料にかかる延滞金の割合を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。改正後の基準による特例基準割合につきましては、短期貸付の平均利率1%に年1%を加算した2%となり、利率が引き下げとなるため、これまで延滞金は年14.6%が9.3%に、延滞金納期限後1か月以内につきましては、年4.3%が3%となります。この表の下の方の欄で、右側が現行で、左側が改定案でございまして、延滞金の上の段が、本則のみの14.6%が、特例で9.3%、また、現行の納期限の翌日から起算して1か月以内、特例の方の年4.3%が改正案の特例の年3%ということの改正でございます。

以上で議案第69号の説明といたします。



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第70号「川俣町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

ここで同じく説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付もれはないでしょうか。（なし）

それでは、お願いします。

- 保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第70号、川俣町後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例

川俣町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年川俣町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第１項中「延滞金の」の次に「年１４．６パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の１１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に改め、「その年」の次に「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の川俣町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、当日前の期間に対応するものについてはなお従前の例による。

平成２５年９月５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成２５年度税制改正に伴い所要の改正を行うものである。

それでは、川俣町後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表に基づきまして、ご説明いたします。

最近の金利の低下を踏まえまして、延滞金の利率について、当分の間の措置として、後期高齢者医療保険料にかかる延滞金の割合を引き下げするため、所要の改正を行うものでございます。改正後の基準による特例基準割合につきましては、短期貸付の平均利率１％に年１％を加算した２％となり、利率が引き下げとなるため、これまで延滞金は年１４．６％が９．３％に、延滞金納期限後１か月以内につきましては、年４．３％が３％となります。この表の下欄でございますが、現行が右側、改正案が左側でございます。現行の上の段が、延滞金の本則１４．６％が、改正案の特例年９．３％に、また、現行の下欄の特例の年４．３％が、同じく改正案の特例の３％に改正となるというものでございます。

以上で議案第70号の説明いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第71号「平成24年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第30，議案第83号「平成24年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までは、平成24年度各会計の決算です。各会計の決算説明に入る前に、ここで平成24年度各会計決算の審査結果について、代表監査委員から報告を受けます。代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） 平成24年度川俣町各会計の決算審査結果等について報告いたします。

はじめに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況についてでございますが、会計管理者、企画財政課長立会いの下、平成25年7月30日から8月7日までの約6日間にわたり審査を行いました。その結果、各会計の決算計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、誤りもなく、関係諸帳簿もそれぞれの目的に沿って整理されており、会計経理も正確に執行されたと認められます。

次に、財政健全化審査及び公営企業会計経営健全化審査についてでございますが、これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴って、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおり、各比率等については問題なく、財政及び経営の健全性は確保されているというふうに認められます。財政の健全化に向けて全町挙げて取り組んでいることは評価に値するものであり、今後とも財源の確保に努めるとともに、効果的な事業の遂行に努めるよう求めるものでございます。

最後になりますが、町政運営の喫緊の課題は、何と言っても昨年度に続きまして、人材の育成でございます。大震災や原発事故などによる社会情勢の変化に伴って、迅速に対応するため、今まで以上に人材育成に努め、事務処理等における基本の徹底はむろんのこと、スピード感をもって日々の業務遂行に当たられるよう要望するものであります。

以上、報告いたします。

代表監査委員 斎藤庸夫

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第71号「平成24年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第71号 平成24年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩して、休憩後に質疑を受けたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 休憩いたします。再開は2時35分といたします。

（午後2時20分）

◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

◇
（午後 2 時 3 5 分）

◇
○議長（佐藤喜三郎君） これから議案第 7 1 号について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 町長特別委員会に出ないので、町長出るならば質問は 1 つにするんですが、出ないんだろという前提でお聞きをしますけど、決算書の 2 6 3 ページに、株券の内訳ということで町の財産目録に載っているんですけど、その一番上に東北電力株式会社の株券 8 8 6 株と、こうなっているんですね。東電の第一原発の事故以来、電力会社の株主総会には必ず原発の廃炉の株主提案とかねされているわけでありましたが、そういったものについて、当然、川俣町も株主として議決権の行使はしているんだろと思うんですけど、議会に対しても、その成果の概要を見ても、どのようにそういった株主提案に対して、川俣町が株主として議決権を行使したのか分かりませんので、その辺賛成したのか、反対したのかということと、それからですねこれからもずうっと出てくると思うんですよ、原発の廃止の問題というのは。その際に、通常であれば議決権の行使は町長の裁量権の中でやるんだろと思うんですけども、こういった町議会も原発については廃炉にしろという、議会の議決もしているわけですよ。ですから、そういった社会的な、あるいは町にとっても喫緊の課題であるこの原発事故の源になった原子力発電所の今後のあり方について、株主として議決権を行使する際に、町長の判断だけでやっていくのか、議会なりと協議をしながら、その都度毎年判断をしていくのか。あるいは、積極的に株主提案をなさるのか、その辺 3 点について、町長の今年の議決権の行使の結果を含めまして、質問したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、1 点目でありますけれども、提案の方には至っておりません、やっております。また、東北電力につきましては、我々も今回の福島東京電力福島原子力発電所については、廃炉ということでは皆さんと同じ、議会もそうですし、われわれもそんな立場を取っております。東北電力につきましては、喫緊の課題でありました小高、浪江のところに、棚塩に東北電力が原子力発電所を造るというようなことがあったわけでありまして、これについては造るべきでないというようなことというようなことを申し上げてきた経緯がございます。これについては、東北電力は造らないというような態度を鮮明にいたしましたので、福島県内の原子力発電所については、全部が計画もやらない、そしてまた、全部廃炉というような形で進むことについて、一緒に進めていく考えであります。また、今後、どのようにその町長だけの考えであるのか、議会でするのかについては、これは大変重要な課題でございますので、議会の皆さんにも、このことについての取組みは、議会と一緒にですね、これは取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思い

ます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 東北電力で言えば、今、株主提案をされているのは、たぶん女川原発の再稼働の問題だろうと思うんですけど、結局稼働するなという株主提案がされているはずなんですけど、そういったものについての例えば総会に出席しなければ、署名には議決権の行使権ですから、賛成ですか反対ですかと丸書いて出すだけなんですけど、要は避難区域ようやく8月8日の庶務に区域見直しもしたんですけど、川俣町という自治体にとってみれば、原発事故によって避難民もいるわけですよ。ですから、そういった避難地区も抱えている。現に避難をしている住民の方々もいる自治体として、積極的にその株主総会に参加をして、原発の廃止を訴えると言いますか、そういったことはなさってこなかったんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

そのような形に参加をして、その女川の廃炉についての活動については、やってきておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今後は、先ほども議会とも相談をするという話がありましたけど、いわゆる株主としての権利を行使をしながら、その原発の廃炉に向けて、川俣町として町長、議会を含めて、その積極的にそういった株主の権利というものを行使する考えはございますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁をいたします。

現時点で女川原発の再稼働に反対する具体的な行動を私もしておりません。今、お質しのように、今後、どのようなそのことについて出た場合に対応していくのかというような質問でございますけれども、これにつきましては、それぞれ今、福島県が原子力発電所事故によって、このような過酷な状態におかれている状況については、我々も同じ認識を持っております、この原発の再稼働については、そのような危険性を伴う原子力発電所の再稼働については反対というようなことについては、変わりなく持っていく考えでおります。そんな立場からこの女川原発の対応をどのようにしていくかについては、それぞれ議論を重ねながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この震災、原発事故によって、町税収入やなんかが下がったということなんですけど、これについて、どういうふうな例えば東電あたりにきちっとした賠償を求めているのかどうか。マスコミ報道やなんかを見ると、川俣

での賠償の金額というのは、非常に他町と比べても低いんですね。東電あたりからの出されている。こういうものがきちっと請求されているのかどうなのか、この点について1点は質したいと思うんです。

それから2点目としては、倒壊家屋の解体工事設計業務やなんかのいわゆる倒壊家屋の工事、これが1年遅れて川俣は始まっているんですね。これについては、どういう経過があったのか。例えば県やなんかとの話し合いやなんかは当然進めて、補助やなんかはちゃんともらうということではやったんでしょうが。これは非常に恥ずかしい話なんですよね。通知が来てるのに、通知は見ないで、議会からはいろいろ言われても、だめなんです、だめなんですということで当局が頑張っていて、それで、結局1年遅れ、今でもまだ、倒壊家屋の解体は終わらないという、こういう姿勢というものは、町当局として、どのような総括をして進められているのか。また、県との交渉やなんかは、どのような経過があったのか、それらの件についてちょっとお知らせ願いたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はだれになりますか。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

この震災関係で地方税を条例減免等によって、減免した額につきましては、震災復興特別交付税で措置をされております。東電の賠償の項目の中では、賠償の対象外の項目に税収は挙げられておりまして、重ねて申し上げますけども、震災復興特別交付税での補てんということでされておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 倒壊家屋については。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 災害廃棄物処理事業についての取組みということでございますが、当初、議員おっしゃるとおり、川俣は該当しないというふうなことで取り組んでおりませんでした。その後、いろいろご指摘いただきまして、まず、はじめに、県と打ち合わせをいたしまして、その辺の経緯については、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまとめてご報告したいと思います。まず、最初に、23年12月19日から24年1月31日までというふうなことで、家屋の解体について、一般住民の方への申込というふうなことを行いました。その際、買いたいのが25件の申込み、非解体の返還が16件の申込、合計41件の申込みがございました。その後、まだ、これでは申請していない方がいるだろうというふうなことがあります。その後、24年3月1日から24年3月30日まで第2回の申込みということで、行っております。このときには解体18件、非解体4件、22件。23年度につきましては、この63件の申込があったところでございます。24年度事業でこちら実施いたしましたところ、まだ、申込がなされていない方があるとのいろいろご指摘を9月議会で受けまして、それを受けまして、24年11月15日から24年12月28日まで、再度3回の申込み受付というふうなことで実施しております。その際、解体66件、非解体5件で71件の申込みを受け付けております。この71件につきましては、25年度事業でただいま解体工事実施中ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 質問しても答えてもらえないんですが、例えばこの賠償についての取組みね、他の自治体から比べると非常に東電の川俣町に対する賠償は少ないんですね。比率も低いんですよ。それはどういうことなのかということについては答弁がないので、再度質問したいと思うんですが、確かに税収の減免については、国の方で一応対応するということになっているんですが、私ども納税者として見ればですよ、この当然、入ってくるべき町の主要な財源である町税として入ってこないわけですよ。国が補てんすると言ったって、これは我々納税者が収めた錢の中から、ただ回してよこすというだけなんですよ。加害者責任、国もそれは加害者であることは間違いないわけですが、最も災害を引き起こした加害者が何の負担もないという、そういう考え方に立って安心しているわけにはいかないもので、その辺のことについてちょっとね質しておきたいと思っているわけなんです。

それから、家屋の解体の経過については、改めて聞かなくとも、私はある程度は分かるんですよ。けれども、度重なる町の行政執行の誤りというか、文字の読み違いと言うほかないんですね。同じ文書を見て、ほかの自治体は全部対応打っているのに、川俣だけやらないでいたとか。あと義援金の死亡の災害弔慰金の問題にしても、1年遅れということでしょう。こういう失態を起こして、町民に迷惑をかけたことに対して、町当局ではどのような総括がされているのか。私の見目では、それがなんらやられていないんじゃないかというふうに見ているから、あえて聞いているんですよ。すべてのものは担当課、担当課ということでやっているから、物事が全然改善されないでそのままですよ。だから、家屋の解体が1年遅れになったと言ったら、これは重大な問題だと。町の機構の中に、どれほどの欠陥があるのかを根本的に議論するということがないから、引き続き災害弔慰金の問題だって、そういうことで起こってしまうわけでしょう。こういうねすべてこれ町民に迷惑をかけることですから、きちっとした総括をして、今後、そういうことは起こさないんだという立場に立たないと、これは全然改善がなされないんだと思うんですが、その辺のことについて私は聞きたいと思ったわけなんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤議員の決算についてのお質しでございますけれども、経過からすれば遅れるということはそのとおりでございます、今回、500件に及ぶ戸数ですね、その災害対策を取ってきたという報告はさせていただきました。また、監査委員の指摘の中でも、スピードアップを図ってやるべきだというような指摘もいただいております。そのとおりだと思っております、今、町の方では事務の適正化に向けたいろんな取組みをしている中では、職員の研修もこのほど行ってきたところでございますが、ただ、その後の昨年の状況、そしてまた、今年になって4月にも暴風雨の対策等もありましたけれども、そういったことは反省を踏まえまして、とにかく的確に早めに対応しようということで、真っ先に現場にも行かせてですねやってきております。それらは、やっぱり生かしていくことが大事であ

りますので、現場の中からやっていかないと、町民の理解を得られないというよう
なふうな立場に立っておりますので、今、ご指摘のありますように、こ
とについては、議員の皆さんからもいろんな情報をいただいております。いただ
いたものを投げておくんじゃなくて、まずは現地を確認をするというようなことが大
事だということをそれぞれ共通認識のうえに立って、今、取り組んでいるところで
ございます。改革等についても気持ちを引き締め、また、意識を持ってやっていか
なくちゃならないというふうなお質しのとおりでありますので、25年度の事業に
つきましても、24年度の反省を踏まえて、そんなことのないように、このスピー
ドアップを図りながら、また、適切な対応をしていくというふうなことの取組みを
しっかりとやっていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局ねこの町長いろいろとそういうふうに議会では答弁する
のね。けども、町長の意思が全職員に伝わっていないんですよ。ちっとも伝わっ
ていないと思いますよ私は。だから、何回でも同じようなミスが起こるんです。だ
から、例えば具体的に指摘するならね。今年の実績、例えば除染対策については
あれでしょう。本来的には、もう今頃半分ぐらいできていなくちゃならないんです
よね。除染については取組みが遅れたために、雪降っちゃってちっとも進まなかつ
たと。そういう反省のうえに立って、じゃ、線量測定は前の年にやろうじゃないか
という提起もして、前の年にやって、態勢は整ったんですよ。仮置場ができない
ということで、いまだに作業に入れないわけでしょう。けども、仮置場に対して、
だったら町の職員のすべての総力を挙げて、仮置場に当たっているかと言ったら、
これは原子力対策課に丸投げというよりお任せ切りでしょう。だから、こんな小さ
い町なんですから、仮置場に必要な土地やなんか持っている人の親族やなんかいる
わけですから、いろんな総力を挙げて、やっぱり仮置場を設置できるような、そう
いう態勢を取れるような、チームワークで動けるような自治体にならなければ、物
事は早くなんか進むわけはないんですよ。そのことが、監査委員の報告でも、人材
育成が大切だということで、監査委員の方からもきちっと指摘されているわけし
ょう。そういうものが全然なされているとは、私は見えないんですよ。やはりリ
ーダーの下に、全体が1つにまとまって、物事を業務遂行するんだという姿勢が欠
けているから、とにかく今の段階では何やっても遅れに遅れ、当初予算で予算なん
か取ったって、ちっとも手を付けていないというものがなんぼもあるわけですよ。
議会の方で町長は盛んに言うんですが、具体的なものを言えば、9月議会までに、
この震災での被害状況についての報告を提案します。9月議会になっているんです
よ。もう提案ないでしょう。あと農家の被害状況、このものについても1回出した
けど撤回して、今度9月議会には提案します。なんぼ町長そうやったって、全体の
ものになっているから、いまだに提案されていないでしょう。これではね議会の場
で、本気になって我々議論しても、議会が終われば、それで終わりということにな
っているのが、今の執行部の姿勢なんじゃないかと言わざるを得ないんですよ。だ

から、本気になってこれ失敗したことに対しても、総括やっているんですかということをお願いするんですね。やってないんですからそうでしょう。その辺のことを本気になって、やっぱり町民に奉仕するんだということで、みんな職に就いている人たちの集団ですから、ましてや川俣のトップクラスの集団ですよ。役場職員というのは。これは間違いないと思うんですよ。そこを1つにまとめる努力なしに、これは住民に奉仕する作業というのはできないと思うんで、その辺のことについて、私はあえて指摘しておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

今、事務の遅れ等についての質疑をされているわけでありましたが、そのことについては、ないようにやっていくということで答弁も何度もしてきております。おただしの様に、今のこの緊急な状況でございますから、チームワークをもって動かなくては、とても乗り切れないだろうと。正しくそのとおりだと思っております。オール川俣でやっていくんだというような心構えを持っていかないと、これは進まないというようなとおりでありますので、具体的には仮置場の確保等につきましても、とにかく難題であることには変わりありません。議員の皆様方にもそれぞれの場で何度となくお願いをしながら確保して、24年度の事業も動いて、おかげさまで終わりになってきたところでございますが、25年度は新たに旧川俣地区になります。ここは一部仮置場を確保できる情報もいただき、何度となく話し合いを持たせていただいておりますが、まだ、決定までは至っておりませんが、なんとかここはまとめていきたいと思っております。そういった情報を役場の職員にもやっぱり求めて、今、おります。庁議の際には、それぞれの現在のいるところですね。そこが除染対象になりますから、そこでその情報を出してくれというような話をしながらやっておりまして、地域のとりまとめの時にも、情報交換などさせてもらっています。いろいろと話は申し上げることは何度ともなく聞いているということだと思えますけれども、とにかく職員の育成はもちろんであります。そしてまた、やることについては途中投げることなく、これはあきらめずしっかりと町民のためという思いを大事にしてやっていかなくちゃならないと思っておりますので、これからは議員お質しのようなことを踏まえながら、事務の適正な執行に当たって、また、よそより遅れるというような指摘がないようにですね取り組んでいく考えでありますので、一層ののご指導のほどをお願い申し上げながら、答弁に代えさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） （録音なし）

その報告出てないんです。それは何月何日にどのくらい出して、それは何回出したのか。そしたら、出した請求した法的根拠も含めてご答弁ください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

東京電力への賠償金の請求につきましては、平成24年の11月26日に2件行っております。1件が3,734万1,064円、もう1件が1億3,591万322円。25年度になりましたが、農地の除染経費ということで、24年中に協議は進めておったんですけれども、最終的に賠償の請求が6月の今年の25年度になってしまいました。25年の6月25日に4億3,428万9,100円請求をしまして、この農地除染の経費については、8月の14日に4億3,428万9,100円、請求額と同額収入済でございます。それ以外の昨年の11月26日の2件の請求については、24年度分の請求について、東電ではこれから協議に応じるという立場でございますので、今後、こういった請求の内容について詰めていくものと考えられます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） というのはですね我々のところの被災地も、ADRが約70人、これから裁判を起こす人が数十人いるわけですよ現実には。そうすると、その辺のことも含めて考えるなら、この公共団体がこういう状況では、非常に不安になるわけですね。そういう意味で、今、1億7,000万円ぐらいですかね11月の分。これはどのような経過なんですか。これから協議をするって、東電のどこの部分とどういう組織で、どういう根拠で協議をしているんですか。その見通しはどうなっているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今年度になりまして、6月5日に24年度分で町から請求をしております、今、申しあげました1億7,000万円ほどの請求の概要について、町から再度請求の内容の説明をして、東電の賠償担当、市町村の賠償担当が別に担当者おりまして、その方に説明をしたところでございます。再度7月17日に同様の協議を行っております、8月30日に24年度分の本請求所を東電の公共団体担当者が持参をしたので、先に請求書として町長には出してございますけれども、その定められた請求書の様式で、再度内容を盛り込んで、今後、再請求する予定でございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ということは、東電の請求の枠内に収めて請求するということなんですか。それとも、今まで2回分の、これは1円たりともびた一文負けないということで、100%合意に持っていく覚悟でやるんですか。この点についてお聞きしたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

先ほど申しあげました1億7,000万円ほどの額でありますけれども、この中には町で税収の減収分なども、先の請求の中に入っておりますので、先ほど質問の中で、税収につきましては、震災復興特別交付税で算定される関係もござい

で、すべて先に請求した金額全額ということではなくて、東電で賠償対象として見ている費用について、今後、正式な請求に盛り込んでいくというふうな考えでございます。ただ、先に請求した主な内容を申し上げますと、原子力災害対策課を新設した人件費や税の減収分、各町の公共施設の使用料の減収分、それから介護サービスで身体が低下したということで、介護サービスがかなり増えていますので、そういった費用を請求しております。人件費につきましては、この震災関係の業務を行った職員の時間外手当が対象というふうなことで、東電の担当者は言っておりますし、減収分については、復興特別交付税で税収の方はカウントするということでございますので、賠償対象になるものを精査をしながら、すべて1円たりとも先の請求額どおり行くのかということではなくて、当面、賠償対象とされるものについて請求をしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。本分を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第72号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第72号、平成24年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これも町長いるところで、町長のお考えをお聞きしたいんですが、成果の概要ね町長見ると分かるとおおり、医療費の動向って、いつもながらのことをまとめているわけね。だけど、国保にとって、今、重要なことは何かと言ったら、1つは課税所得がものすごく減少しているということだと思うんですね。もう1つは、国保の加入者が非常に減っているということなわけですよ。ここでは課税所得が出てきていないんですけども、表は給付費はとか、1人当たりはなんぼだとあるんだけど、じゃ、この間の課税所得がどう変化してきたのかという数字についてですね是非お知らせをいただきたいなというのが、1点め。

2つ目は、233ページにせっかくねこういうふうに表を作ったって、いいですか、24年度の左側の表は、国保の加入者は合計で4,128人だと書かれている。

ところが、右側の表は、3月末だと書いて4,031人だと書いているわけね。だから、核なら4,128人の内訳書くべきだと思うんですよ私は。全然この対象できないんですよこれね。ですから、4,128人なら、こっちはなんぼになるのかお聞きをしたいんですよ。

3点目は、236ページ、これ全然ふれていないんだけど、この236ページの短期短縮ね、短縮被保険者等の発行件数というのがありますよね。これで、23年度203件に対して、24年度では108件ということで、ほぼ半分になっているんですよ。一方、資格証明者はね14人ほど増えているんだけど、でも、ずうっとこの問題になってきたこの短縮保険証が半分になったと。これの分析がどこにもないんですけど、これらの原因、どういうことで、今までずうっと増えてきた短縮被保険者証を交付をされている方が半分に減ったのかね、それらの要因についてお知らせをいただきたいなと思います。以上、3点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） まず、基準所得額の推移というお質しでございますが、資料を準備しておりましたので、あと後ほど皆様の分を配付したいと思います。204人が108人になったということですが、ちょっとお待ちください。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

○町民税務課長（佐藤修一君） すみません、ばたばたしまして。国保税の差押えと短縮被保険者証、資格者証との関連ということでございますが、短縮証が減ったというふうなお質しでございますが、22年度2,800万円の差押えのうち、国保税に1,100万円ほど充当。23年度2,400万円の差押えのうち、1,000万円の充当。昨年度、24年度2,400万円のうち、900万円ほど充当というふうなことで、国保の差押えを実施してきております。一方、短縮証の発行件数を見ていきますと、218件、203件、108件と、議員お質しのとおり減少しております。これは、差押え等実施したことにより、納税の意識が徐々に浸透してきたのかなというふうなことで考えております。公平公正な課税と収納ということを基本として取り組んでおりますので、なによりも正しく納税される方の納税意識を喪失させないような取組みが必要というふうなことで考えておりまして、そういったことが浸透してきたのかなというふうに考えております。また、差押えとは別に、この短縮証を発行する際に、納税者の方に今の時期なんです、通知を差し上げます。滞納がございますので、短縮証の発行になってしまいますよというふうに通知を差し上げておりますが、その通知を見て、納税していただく。うっかり忘れていた少額納税者ですね、そういった方が納税していただいております。それによってずいぶん件数が減るというふうなことでなっておりますので、差押えだけでなく、そういった通知による効果のあると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） あとのご質問の2件につきましては、調査をしてからお答えさせていただきたいと思います。

- 議長（佐藤喜三郎君） 2番議員にお伺いしますが、今、保健福祉課長のやつもここで休みますが、その間に答弁もらいますか、それとも特別委員会で良いですか。
- 2番（高橋道弘君） 再質問できませんから。
- 議長（佐藤喜三郎君） ああそう。はい、分かりました。
- ◇ ◇ ◇
- 議長（佐藤喜三郎君） それではここで休憩いたします。再開は3時55分といたします。（午後3時37分）
- ◇ ◇ ◇
- 議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後3時55分）
- ◇ ◇ ◇
- 議長（佐藤喜三郎君） それでは答弁を求めます。保健福祉課長。
- 保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの成果の概要の件でございますが、左側の欄が平均の数字で、右側の欄が年度末の数字ということで違っていたということは分かったんですが、ただ、左側の数字と同じく合わせるためには、大変申し訳ございませんが、多少時間がかかるということで、明日の朝までは準備はできるという話はあるんですけども、その辺でちょっとまた、ご協議申し上げたいと思います。もし、差し支え、今回、明日の朝まで準備して、その後の委員会とかでもよろしければ、そのようにお願いできればと思うんですが。
- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、保健福祉課長の答弁の件は、今、どうしても間に合わないということですので、特別委員会で町長の出席を求めて、町長の前で審議するということがですか。
- 2番（高橋道弘君） じゃ、左の方はいつ出るんだい。だって、片方だけ何月現在と書かれてて、片方は書かれていないんだもの、どこで何やったらいいか分からない。4,120人は、ずうっと出てくるんだからね。次の237ページも4,128人でだって、何月何日現在なの。
- 議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの数字は年度の平均の数字ということで、移動処理をしながら、その年度の平均の数字を出したということでございます。
- 議長（佐藤喜三郎君） 道弘議員これあれですか、特別委員会でということで。町民税務課長の方で良いですか。
- はい、町民税務課長の答弁の前に説明資料を配付させます。（資料配付）
- 町民税務課長。
- 町民税務課長（佐藤修一君） 国保世帯における所得というふうな資料がというふうなことでしたので、今、ご準備いたしました。算定基準所得等の推移という、この横のもの、これ21年度から25年度の7月の本算定時ですね、のときの基準となる総所得金額、固定資産税相当額等の資料でございます。医療分については、一般のみ。支援金分、これ医療分と同じ一般分。介護分40～65歳までの方の分ですが、の3種類で出しております。基準総所得金額、ちょうど真ん中あたりにござい

ますが、21年度につきましては、18億658万3,998円、これが25年度の本産提示におきましては15億736万4,012円等々になってございます。あともう1枚の3枚綴りの資料でございますが、軽減世帯、軽減額等の推移というふうなことで、こちらは年度末の時点で21年から25年度までのものをとらえたものでございます。こちらについては医療分、一般と退職分合わせたもの。支援金分、一般と退職合わせたものと介護分の一般と退職分合わせたもの。こちらの成果の概要の内容と合うようなことで、この時期でとらえたものを作らせて提出させていただきました。21年度につきましては、7割軽減世帯が26.5%、5割軽減世帯7.6%、2割軽減世帯12.8%、これ医療一般退職分でございますが、それが25年度につきましては、7割軽減世帯、31.1%、5割軽減世帯、7.8%、2割軽減世帯、12.1%と軽減の世帯につきましても、割合としては増えているというような状況になっております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それで町長ね前から私指摘しているんだけど、今、課長が言ったとおりね18億円あったのが13億円になってしまったね。軽減世帯の方もこれ見れば分かるように、どんどん増えていきますよね。だから、その今年の本算定のあたっても、その所得割だ、世帯割だという話ではなくて統一しましょうという話から全県一本の制度にしましょうとかいろいろあるわけですけど、そういったことに本気で取り組まないと、このままでやっていけないというのは、だれが見ても明らかなんですね。更に、今、国で言われているのは、国保という会計そのものを置くこと事態が問題があるのではないかと議論もあるわけですよ。協会健保なり何なりと厚生年金関係とも一緒にした方が、もっと良いのではないかという話もあるわけですから、やっぱり成果の概要をまとめるのは、たぶん保健福祉課と町民税務課でばらばらまとめているんだと私は思うんですよいつも。だけど、制度の根本的な課題が出て来るようなやっぱりまとめ方をしないと、私は本当の課題が見えて来ないのではないかとこう思うんだけど、町長のお考えはいかにということですね。

それから、差押えがいっぱいやったから短縮被保険者が減ったんだというような答弁だったんだけど、本当にそういう分析で良いのかなというのが私はありまして、逆に後から課長言った途中でね、あなたこれ忘れていませんかということの通知を今までしていたのかどうか分かりませんが、今年度から始まったのか、去年から始まったのか分かりませんが、例えば20年度から21年度、22年度と非常に多いわけでしょう23年度、このときはそういうことをやっていなかったんですか。だから、そういう町自体のやっぱりきめ細やかな問いかけの方が、私はでっかいんじゃないかと思うんですよ。だって、差押えしてなくなったって、差押えされるような低所得の人は、現年分まだ残るわけじゃないですか。だから、滞納分というのは、そんなに会計監査のあれ見ると、滞納分はそんなに減っていないわけだから実際はその国保のトータルで言えば。だから、差押えしたから短期者が減ったという

のは、本当にそういう分析で良いのかなと。そういうことだとすると、どんどん差押えしてやっていけば、納税意識が向上して良くなっていくんだみたいな話になっちゃうじゃないですか。そうすると、大変な人がますます大変になっていくというね前から指摘されていることがあるので、本当にそういう分析なのかということと、年度途中で細やかにあなた忘れていませんかという通知を差し上げている結果もあるという話なので、そういうのはじゃ23年度以前はやってたのかやっていないのか確認をしておきたいんです。

あともう1つ、東日本大震災で下に書かれていますよね。山木屋の人全部減免になっていますよと。これも私は、この短期被保険者の方々の減っている要因ではないかと私は思うんだけど、そういうだから何の結果がこうなったかという分析が、次の施策につながるわけですからね町長、そこの分析を間違ったら違う方向に進むでしょう、これからの対策が。だから、そこら辺を本当にそういう考えで良いのかどうか確認をしておきたいと思うんです。

あとこの表を作るときに、年度末に作ってみたり、当初に作ってみたり、年間平均作ってみたり、これ本算定時の数字でしょう。みんな微妙に違うんだよね数字。だから、何を見て議論して良いのか分からないのね前から見ているんだけど。だから、統一した方が良いと思うのねこれ、どこの時点でやるというふうに。そうしないと、なんでこの右側の表に私こだわっているかということ、06歳というところの数字大切なんですよねこれ。そうでしょう。だって、国保の加入者が子どもさんが何人いるかということは、平均1点何人でしょう、国保の加入者のこんなの書かれていますよ1.79人だとか書かれている。だから、ほとんど1人世帯か2人世帯の人しか、国保に入っていないという結果になっているんだよこれ。だから、老人世帯とか、そういう人しかいないということになっているわけですから、そこはやっぱりきっちり統一した数字で是非特別委員会まで出していきたいと思うんですが、よろしく願いしたい。町長是非所管をお伺いしたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

今のとりまとめのことがありますけども、これは税の方は町民税務課、給付の方は保健福祉課となっております。しかし、国保制度は、給付があつて税を徴収するというものでありますから一貫性がございますので、やっぱりまとめ方も流れもそのようなことでまとめていくように、成果の概要等については、次年度から対応してまいりたいと考えます。

また、差押えの関係がありましたけど、前にも短期保健省では、議員の方からも質問されておりました。もっと細かくやるべきではないかと。そういった意味では、先ほど課長が答弁いたしました、その短期の減った原因の中には、事前にお知らせをしているということは、私はやっぱりそういうことが大きなものだと思っております。そういったことをやらないで、ただ単に差押えして納税意識の向上を図れば良いんだと、そういうようなことでは、この国保のいわゆる所得の低いところの

世代等について、納めないところについては大変なことがあるなと思いますので、今後もこのお知らせ等も含めたきめ細かな対応することによって、国保の意識を高めるってもらうことによっての納税も増えていくというようなことで対応していかなくちゃならないと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。また、制度そのものでございますけれども、今度は町は所得割ということでの対応することで、議会でも しておりますが、それに向かっていく考えでおりますが、国の方では今、社会保障制度審議会の中でも国保の対応について議論しております。私どもは、国保は県1本化にすべきだというような要望も再三やっているのでありますが、これについては町村会と自治会の方との考え方の少しずれがございますので、これは県と町、この地方6団体の中でも、それについてはしっかりと詰めをしながら、この国保制度の一本化、これは県一本化にするということについて取り組んでいかなくちゃならないと思っておりますので、この制度改正に当たっては、国保を国が全然関係なく普通の保険で賄うようなことも時々新聞等で出されるときありますけれども、そうなりますと、国民皆保険制度はもう壊滅状態になってしまいまして、国民の医療、保健、福祉を守る制度そのものが、根本から私は崩れていくものになると思っています。そういった意味では、現在のこの国保制度は、私は堅持すべきだと思っていますし、そのためにも各市町村ごとに財政状況厳しい面もございます。そういった面から考えれば、県一本化の中で対応していくというようなことが、今、私は一番ベストな方法かなと思っておりますので、議員お質しのように、そのような制度改正についても今も進めておりますけれども、今後とも一層力を入れて取り組んでいきたいと、そのように思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 質問に答弁いたします。

差押えをいっぱいやったから減ったという、私そういうふうなつもりで言ったわけではございませんが、そういうふう聞こえてしまいましたらお詫び申し上げます。税の収納ということにつきましては、何よりも公平性というふうなものが大事だと思っております。先ほど納税意識が徐々に浸透してきているというふうなことお答えしておりますが、何よりもまず、高額な滞納者、そちらを増やさないような措置といいますか、そういったことが一番重要だと思います。滞納額が高額になってしまいますと、先ほども申し上げましたように、納税者の納税意識、納税意欲もなくなってまいりますので、きめ細やかな通知と、そういったものでなるべく滞納額が大きくなならないような取組みというふうなものも重要であると考えております。あの通知につきまして、23年度以前もやっていたかというふうなことでございますが、これはしておりました。その際、忘れて来る方、うっかり忘れていたというふうなことで納めに来ていただいている方多数おります。それを継続しておりました、あとこういった差押えの制度もあるというふうなこともありまして、少額のうちに忘れていたというふうなことで納めていただいている方多くなっております。そういった取組みを今後とも続けてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

たします。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それで特別委員会まで結構なんですけど、監査委員の意見書の8ページに、町税の不納欠損額の内訳ということで年度別に出ているんですよね。何年分を欠損したのかと。これを見ると19年度分が一番多くて、トータルで505件の664万9,000円だとか載っている。これ町税だけなので、国保税についてもかなりの欠損をしているわけですから、是非こういった表があれば、こっちの差押えの話と不納決算の話はリンクしている話ですから、是非作っていただきたいなと思いますし、更に、この成果の概要の236ページの短期にしても、非資格書にしても、資格証明書の方は逆に言うと、20年度から見るともう倍くらいになっている。やっぱり私から言わせてもらえば、年齢層がどの程度の年齢層の人が滞納しているのか、そういう人たちがもっているのか、資格にしても、その短期にしても。あと所得割合がどの程度の人たちが、そういうことになっているのかというもののものがないと、どういう対策取ったらいいのかというのが出てこないんだと私は思うんですよ。だから、それも是非特別委員会の時に出していただきたいなと。これは議長要望ですから、お取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは要望ということで。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第73号「平成24年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 答弁できなかったら特別委員会でいいから、成果の概要の250ページにね上の段は施設入所者の状況ということで、下の段は特別養護老人ホームだけ書かれている。全体では911人いるということなんだろうけど、その特老だけでなく、実際に施設に911人いる人が、要支援から要介護5まで実際は

何人施設に入っているのか分かっていないと、たぶん対策っては私は取れないんだと思うんだよね。在宅の人と施設入所はサービスが変わるわけだから、それ分かっていればお知らせいただきたいし、分からなければ、特別委員会までに表を作っ
て提示をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問ですが、大変申し訳ございませんが、特別委員会までをお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21，議案第74号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22，議案第75号「平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤和弘君） 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23，議案第76号「平成24年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江康宏君） 平成24年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 会議、これ9月議会20日間あるわけですから、これ延々と今日の日程をこなすべと思って議長はやっておられると思うんですが、私はこの24年度分について、今日審議をして、あと25年度の補正からは今日は延会として、翌日に延ばしていかげななものかと思うものですから、お諮り願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま遠藤議員からそのような発言がありましたが、そのほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） それではよろしいですか。ちょっとお待ちください。

それでは、その24年度分の決算の部分についてだけ延長しても良いのではない

かというような発言ですが、これに決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、24年度分の決算の分だけを今日延長するという
ことで同意を願いたいと思います。残りについては、月曜日の10時からの一般質
問の前にとということによろしいですか。皆さんから異議がなければ、議運を開くま
でもなく、そのように進めたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、今日の残った分については、月曜日の一般質問の
前に消化して、一般質問に入ることとで了解願いたいと思います。

それでは、今日は決算の分についてだけ時間を延長するということによろしくお
願いしたいと思います。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは続けます。日程第24、議案第77号「平成24年
度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたし
ます。

当局の説明を求めます。産業課長。

- 産業課長（沢井一雄君） 平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決
算の認定について説明した。

- 議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託すること
に決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第25、議案第78号「平成24年度川俣町小島財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（高橋清美君） 平成24年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について説明した。

- 議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２６，議案第７９号「平成２４年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 平成２４年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２７，議案第８０号「平成２４年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 平成２４年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２８，議案第８１号「平成２４年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 平成２４年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
本案を平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２９，議案第８２号「平成２４年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 平成２４年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
本案を平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３０，議案第８３号「平成２４年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤和弘君） 平成２４年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
本案を平成２４年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。



◎延会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了し、延会といたします。

議案第84号から第89号及び諮問第1号は、9日、月曜日に午前10時から本会議を開き、一般質問の前に説明を受け、また、審議、採決をいたします。

明日6日は、議案調査のため休会、7日は土曜日、8日は日曜日のため、休会いたします。

本日は、これをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

（午後5時30分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 村上 源吉

同 署名議員 高橋 道弘